

議案第5号

白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

白井市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月5日提出

白井市長 笠井 喜久雄

提案理由

本案は、白井市特別職報酬等審議会の担任する事務に、常勤の特別職の手当についての調査審議を加えるため、条例の一部を改正するものです。

## 白井市附属機関条例の一部を改正する条例

白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項白井市特別職報酬等審議会の目担任する事務の欄中「給料」の次に「若しくは手当」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第5号資料

### ○白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）新旧対照表

改 正 案							現 行						
(略)							(略)						
別表（第2条関係）													
執行機関	附屬機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	執行機関	附屬機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長		(略)					市長		(略)				
白井市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、市議会議員の議員報酬若しくは政務活動費の額又は市長、副市長若しくは教育長の給料若しくは手当の額について調査審議すること。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	白井市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、市議会議員の議員報酬若しくは政務活動費の額又は市長、副市長若しくは教育長の給料_____の額について調査審議すること。	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)							(略)				
		(略)							(略)				